

平成二十二年三月十二日受領  
答弁第一九三号

内閣衆質一七四第一九三号

平成二十二年三月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政権交代時における内閣官房機密費の支出に対する鳩山由紀夫内閣の見解等に  
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出政権交代時における内閣官房機密費の支出に対する鳩山由紀夫内閣の見解等に関する質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成二十二年三月二日内閣衆質一七四第一五二号）については、内閣官房長官が作成する際に参考となるよう、必要な情報を関係する部局から提出させた上で、内閣官房長官がそれらを含む種々の情報を基に作成し、閣議において決定したところである。

二について

政府としては、民主党の見解に係る事項については、従来どおり、お答えする立場にない。

三について

お尋ねの関係職員の話の内容は、御指摘の内閣官房報償費の使途等については承知していないという趣旨のものであった。

四について

本人に確認したところ、内閣官房長官に就任する以前に河村建夫前内閣官房長官に会ったことはあると

のことであるが、内閣官房長官に就任する以前の平野博文衆議院議員個人の活動に係るお尋ねについては、従来どおり、政府としてお答えする立場にない。

五について

お尋ねの内閣官房報償費については、前政権における当時の取扱責任者である河村建夫前内閣官房長官の判断により執行されたものでもあり、現内閣としてこれ以上事実関係が明らかになることを期待することは困難であるところ、同報償費について説明責任を果たすかどうかについては、同前内閣官房長官が自ら判断することが適当であると考える。